

(様式第4号)

上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	第2回上田市自治基本条例検証委員会
2 日時	令和2年8月28日 午前9時30分から午前11時50分まで
3 会場	市役所本庁舎 6階 大会議室
4 出席者	南雲委員(会長)、中村委員(副会長)、笠原委員、金井委員 齋藤委員、直井委員、堀委員、松下委員、間藤委員 皆川委員、柳沢委員、山崎委員、山本委員
5 市側出席者	城下市民まちづくり推進部長、宮澤市民参加・協働推進課長、鎌原政策企画課長、 小林行政管理課長、佐藤人権男女共生課長、上原議会事務局次長、山崎総務課課長 補佐、松崎自治協働支援担当係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和2年9月29日

協 議 事 項 等

1 開会
2 あいさつ(会長)
3 協議事項
(1) 条文の検証について(前文~第5章)
前文【事務局 資料に基づき説明】
(委員) 今年6月に日本遺産に認定された事を前文に付け加えてはどうか。逐条解説にはその詳細を記載する。
(事務局) 次回委員会で市の考え方をお示しする。
第1条 目的【事務局 資料に基づき説明】
第2条 定義【事務局 資料に基づき説明】
第3条 条例の位置付け【事務局 資料に基づき説明】
第4条 自治の基本理念【事務局 資料に基づき説明】
第5条 自治の基本原則【事務局 資料に基づき説明】
(委員) 逐条解説13ページにある「公共的課題」と6ページの「社会的課題」との違いは何か。
(委員) 逐条解説にそれぞれの説明を書けばいいのでは。
(事務局) 確認し次回委員会で回答する。
第6条 市民の権利【事務局 資料に基づき説明】
第7条 市民の責務【事務局 資料に基づき説明】
(委員) 市民として、学び継承していく責務が地域自体にあるのではないか。
(委員) 地域コミュニティの議論をした上で、本条との関連性を精査してはどうか
(委員) 逐条解説の第14条でも触れているので、第13条「コミュニティ」で議論してはどうか。
第8条 市議会の役割及び責務【事務局 資料に基づき説明】
(委員) 第4項について、逐条解説にも同様の旨記載があるが、議員個人の意見が反映されないと思う。 意思決定の経過が分かるように議会の中でも検討していただきたい。
(事務局) 今後の議会改革の中で検討させていただきたい。
第9条 市議会議員の責務【事務局 資料に基づき説明】
第10条 市長の役割及び責務【事務局 資料に基づき説明】
(委員) 政治家にとって一番大事なものは公約だと思う。本条に「公約を守り」を本条に入れてほしい。 今すぐという事ではないが、今後検討していただきたい。
(委員) 「地域の資源」の文言が他の条文に記載がないので記載するべきではないか。
(委員) 自治基本条例は理念条例であるため、抽象的・一般的・分かりやすい文面でよい。これが幹としてしっかりあることで、他の条例に細かい文言を付け加えていくことが出来るのだと思う。

(委員) 自治基本条例は上田市の自治の憲法であり、最高規範であるため、細かいことを書く必要はないと思う。逐条解説に分かりやすく説明するようにすればいいのでは。

(委員) 第2項「最小の経費で最大の効果」とあるが、何を持って効果とするのは具体的に書いた方がいいのではないかと。

(事務局) 少子高齢化・人口減少の中にあつて、行政が補えない部分を地域コミュニティに埋めていただくことが大切。「地域の資源」には自然の資源の他、人的な資源も含まれている。行政だけでなく市民や地域の皆さんにも協力してもらう事が重要。市内9つの地域協議会で地域の特性と方向性を協議いただき、後期まちづくり計画に反映されるよう位置づけられており、それが様々な特性・個性を持つ上田市の資源を活かすということになる。それを受け入れる側の市として、市長の責務の項目の中にこの条文が織り込まれていると考えている。

(委員) 逐条解説18ページ第4章の説明に「市民の信託に基づき市政運営を行う」と記載があるが、第2・3章は「自治の主体である」とある。5ページ前文の解説5行目も同様。この違いは何か。

(委員) 逐条解説18ページの「市民の直接選挙に～」を受けて変えたのでは。

(事務局) 確認し次回委員会で回答する。

#### 第11条 市の役割及び責務【事務局 資料に基づき説明】

(委員) 協働推進員は何をやっているのか分からない。具体的活動を逐条解説に記載してほしい。

(事務局) 協働推進員の研修会で積極的に活動・関わりを持っていくよう指導していく。逐条解説への記載方法は検討させていただきたい

(委員) これまで市民がやるべきことを行政がやってしまうことが多かった。今まで行われてきた事業について洗い出しを行い、市民がやるべきこと、行政がやるべきこと、協働すべきことの仕分けを、協働推進員を中心に行う場を設けていただければ。

(委員) わがまち魅力アップ事業でもコーディネーター役がいなかったため苦勞した。市民が行政に入るには敷居が高く、どこに相談すればいいのかわからない。協働推進員のことを市民は知らない。行政の中に市民とやり取りを行う専門的な職員がいればいいのだが。

(事務局) 協働推進員に対しては、積極的に市民の皆さんに協働の働きかけが出来ないか検討をお願いしている。また住民自治組織に対しては、地域の課題・要望を住民アンケートや懇談会を通して聴くようにするとともに、地域まちづくり計画の作成をお願いしている。各地域自治センター地域振興課の協働を担当する職員にお問い合わせいただければ、関係する課に働きかけを行う。関係課の窓口になるのが協働推進員になる。

#### 第12条 職員の責務【事務局 資料に基づき説明】

(委員) 職員提案制度について、講座受講・資格取得状況を見ても、知識・技術の向上に対する意欲が足りないと思う。

(事務局) 上田市に政策研究センターが出来たため、政策的な話は政策研究センターで担当し、提案制度では事務的な改善を中心に行うということに代わった。提案については予算を伴わないものを優先的に対応し、予算を伴うものについては順次対応させていただいている。職員には定期的に提案・意見を出していくよう働きかけていく。

#### 4 その他

次回日程及び内容について連絡

#### 5 閉会